

実施機関の責務等

<p>行政機関法 (H17.4月施行)</p>	
<p>神戸市 (H10.4月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (実施機関の責務) 第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 (事業者の責務) 第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。 (市民の責務) 第 5 条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。</p>
<p>札幌市 (H8.4月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (実施機関の責務) 第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、市民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。 (事業者の責務) 第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。 (市民の責務) 第 5 条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。</p>
<p>仙台市 (H9.10月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (実施機関等の責務) 第三条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 (事業者の責務) 第四条 法人等及び事業を営む個人は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (市民の責務) 第五条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。</p>

<p>千葉市 (H8.4 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (実施機関等の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。 (市民の責務) 第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。</p>
<p>さいたま市 (H13.5 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (実施機関の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。 (市民の責務) 第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。</p>
<p>横浜市 (H12.7 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (実施機関の責務等) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。 2 実施機関の職員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (事業者の責務) 第4条 事業者（法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、その保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。 (市民の責務) 第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。</p>
<p>川崎市 (S61.1 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (実施機関等の責務) 第3条 実施機関及び市が出資する法人で規則(市長の定める規則をいう。以下同じ。)で定めるものは、個人情報の保管等をするときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報の保管等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。 (市民の責務) 第5条 市民は、相互に個人情報の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。</p>

<p>名古屋市 (H8.10月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (実施機関等の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。 (市民の責務) 第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行行使するとともに、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。</p>
<p>京都市 (H6.4月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (実施機関等の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性に関する事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。 (市民の責務) 第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。</p>
<p>大阪市 (H7.10月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (実施機関等の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護のために必要な施策を実施するよう努めるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。 2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を十分に尊重しなければならない。 3 実施機関の職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱い、個人情報の保護に努めなければならない。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。 (市民の責務) 第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。</p>

<p>広島市 (改正 条例 16.4月 施行)</p>	<p>< 現行条例 > (実施機関の責務等) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、その保有する個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 3 市長は、事業者(法人等及び事業を営む個人をいう。以下同じ。)及び市民に対し、個人情報の保護の重要性について、その意識啓発に努めなければならない。</p> <p>< 旧条例 > (実施機関の責務等) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、その保有する個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 3 市長は、事業者(法人等及び事業を営む個人をいう。以下同じ。)及び市民に対し、個人情報の保護の重要性について、その意識啓発に努めなければならない。</p>
<p>北九州市 (H4.10 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (実施機関等の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。 2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p>
<p>福岡市 (H3.9 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (実施機関の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、実施機関における個人情報の取扱いについて必要に措置を講じ、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p>